

国民健康保険と後期高齢者医療制度

保険証と保険料納入通知書を 発送します

新しい保険証を発送します

8月1日から有効となる国民健康保険と後期高齢者医療制度の保険証を7月中に届くよう、順次発送します。簡易書留郵便で送るため、留守の場合は不在票が投函されます。保険証が届いたら、記載されている住所、氏名を確認し、誤りがある場合は国保年金課へご連絡ください。 ●28年8月~29年7月に75歳になる人国民健

●28年8月~29年7月に75歳になる人 国民健康保険の保険証の有効期限は誕生日の前日です。 75歳の誕生日からは後期高齢者医療制度の被保険者となり、新しい保険証が交付されます。

保険料納入通知書を発送します

7月中旬に保険料納入通知書を発送します。 国民健康保険は世帯ごとに、後期高齢者医療制度は個人に通知します。保険料の納期限は、国民健康保険が7月~翌年3月の、後期高齢者医 療制度は7月~翌年2月の毎月末日(金融機関 休業日の場合は翌営業日)です。保険料は、前年 の所得に基づいて計算されます。 市県民税など

の申告が遅れたり、未申告だった人が申告をしたり、世帯の中で加入者が増減したりすると、年度の途中で保険料額が変わることもあります



28 年度から国民健康保険料の 賦課限度額が変わりました

国民健康保険の被保険者間の保険料負担の公平を図るため医療給付費分と後期高齢者支援金分の賦課限度額がそれぞれ2万円引き上げられました。

新しい限度額は、医療給付費が年54万円、後期高齢者支援金が年19万円です。介護納付金の

2

賦課限度額は年16万円で据え置きです。

後期高齢者医療制度の保険料が28年度から変わりました

一人当たりの医療費が今まで以上に増加する ことなどが見込まれるため28年度から後期高齢 者医療制度の保険料が増額されることになりました。

■後期高齢者医療制度の保険料の変更

		27 年度	28・29 年度	
	所得割率	7.43%	7.93%	個人の所得に 応じて計算
	均等割額	3万8,700円	4万 400 円	被保険者全員 が平等に負担 する額
	賦課限度額	57 万円	57 万円	

年額保険料 = 所得割額 + 均等割額 (前年所得の7.93%)(4万400円)

■国民健康保険料の軽減(均等割と平等割)

軽減割合	世帯の前年の総所得金額				
7割	33 万円以下				
5割	33 万円+ (26 万 5,000 円×被保険者数) 以下				
2割	33 万円+(48 万円×被保険者数)以下				

※軽減を判定する所得金額は、所得割額の計算に使う所得とは一部異なります ※世帯主の所得は、国民健康保険に加入していない場合でも加算します

■国民健康保険料の軽減(所得割)

対象	倒産・解雇または雇い止めなどにより離職した人で、離職時65 歳未満の人
軽減内容	対象者の給与所得を 30/100 で計算
期間	離職日の翌日から翌年度末まで

※失業給付を受けている人が対象で、雇用保険受給資格者証の離職コードが 11・12・21・22・23・31・32・33・34の人です

※給与以外の所得は軽減の対象外です

※軽減を受けるには申請が必要です。雇用保険受給資格者証を持って国保年 金課へ

■後期高齢者医療制度の軽減(均等割)

軽減割合	軽減後の均等割額	【軽減の基準】 世帯内の被保険者と世帯主の前年の総所得額 等の合計額が次の金額以下であること				
9割	4,040 円	33 万円以下 被保険者全員の所得が0円(控除額80万円として)				
8.5 割	6,060 円	33 万円以下				
5割	2万200円	33 万円+(26 万 5,000 円×被保険者数)以下				
2割	3万 2,320 円	33 万円+(48 万円×被保険者数)以下				

※退職所得は含みません

※軽減を判定する所得金額は、所得割額の計算に使う所得とは一部異なります

■後期高齢者医療制度の軽減(所得割)

軽減割合	軽減の基準		
5 割	賦課のもととなる前年の所得金額が 58 万円以下		

※年金収入のみの人の場合、年金収入額が211万円以下の人が該当します

ペットボトルは、水ですすいで軽くつぶしてから出しましょう

夏場は、ペットボトル飲料が多く消費される時期です。使用後のペットボトルは、①キャップとラベルを外し、②水ですすいで、③軽くつぶしてから集積場所

の青い網袋に入れてください。また、レジ袋などに入れたままで出さずに、直接 網袋の中に入れてください。

※現在清掃センター3号焼却炉は改修工事中のため、外部焼却処理を行っています。ごみの適正な分別・減量に、より一層のご協力をお願いいたします。

朝 8 時 30 分までに集積場所へ。不燃ごみは休日と重なった 指定袋使							与 比加
7月二十四四(日	該当	地域	不燃ごみ	有害ごみ	n 可燃ごみ		紙布紙の数
イント 1 大和田(月 対上(320 大和田新田	艾田街道南側)、 00・3300・3500 田(県道幕張/ 首幕張八千代級	番台の成田街道南側)、	5 第1火	19 第3火	月・水・		
源 平 O 収粗 切 日 4 集大	0 7 不 2	八千代台北	12 第2火	26 第4火	金 18	木	±
時7版ご	120(844) 5 120(八千代台西、 八千代台南	19 第3火 第	5 第1火	18日は収集あり		
ラ時~16時30分(祝日を7(483)450 7(483)450 で頼受付・要予約	20 イヤル 第通 4 8 5 9	八千代台東	26 第4火	12 第2火	おり		
時30分(日本) 17 (日本) 17 (8 を分報 5 4 よア 受	上高野	6 第1水 第	20 第3水			
火 (2 4 ^約 用 電	4 レクス兼用 6 5 1 月 7 月 7 月 7 月 7 月 7 月 7 月 7 月 7 月 7 月	村上団地	13 第2水 第	27 第4水	火	~	月 18
でみ収集日 16時30分(祝日を除く) (祝日を除く) 受付専用電話	5 第用 3 第用 電話 0 8	村上(新川の東側)、下市場、 村上南、勝田台北	20 第3水 第	6 第1水	木・土	金	18 日 は 休 み
3	Oii 語 8	神野、下高野、堀ノ内、 保品、米本団地、米本	27 第4水 第	13 第2水			

コース	該 当 地 域	不燃ごみ	有害ごみ	可燃ごみ	% 缶び	紙布 パック類
9	萱田町・萱田・大和田(成田街道北側から東葉高速線南側)、村上(成田街道北側で新川西側)、 大和田新田(300・400・500・700番台の成田街道 北側から東葉高速線南側)、ゆりのき台1・2丁目	7 第1木	21 第3木	月・水		
10	高津(県道幕張八千代線より西側)、高津東、 大和田新田(100·200番台の成田街道南側かつ、 県道幕張八千代線より西側)	14 第2木	28 第4木	· 金 18	火	±
11	高津団地、 大和田新田(1~99番地の成田街道南側)		7 第1木	18日は収集あり		
12	大和田新田(900·1000·1100番台の成田街道北側 から東葉高速線南側)、緑が丘2~4丁目	28 第4木	14 第2木	ຍິ		
13	勝田台	1 第1金	15 第3金			
14	勝田台南、勝田、ゆりのき台3~8丁目、麦丸、 萱田町(500番台を除く東葉高速線北側)、 萱田(東葉高速線北側)	8 第2金	22 第4金	火・木	水	月 18 日
15	大和田新田(東葉高速線北側)、 吉橋、尾崎、 緑が丘1・5丁目、萱田町(500番台の東葉高速線北側)	15 第3金	1 第1金	土		18 日 は 休 み
16	大学町、真木野、小池、佐山、平戸、神久保、 島田台、島田、桑橋、桑納	22 第4金	8 第2金			

◆お問い合わせは、クリーン推進課**■**(483) 1151または

(28.7.1)